

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸福会（以下、「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程でいう役員等とは、役員（理事・監事）及び評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員会委員のことをいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。別表1

- (1) 役員 報酬
- (2) 評議員 報酬
- (3) 委員会委員 報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の時間外に開催される理事会等に出席した場合は役員に準じて報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要な場合は前もって支払うこととする。

2 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成17年3月25日から施行する。
この規程は、平成25年10月1日から、一部改訂して施行する。
この規程は、令和3年7月1日から、一部改訂して施行する。

(役員報酬規程)

別表 1

報酬名称	報酬
理事会出席等	5,000円
監事監査	5,000円
評議員会出席等	5,000円
委員会出席等	5,000円